

○神奈川県警察国際警察緊急援助隊の編成及び運用要綱の制定について（概要）
（昭和 63 年 3 月 19 日例規 11 号）

海外の地域における大規模災害の発生に際し、国際協力の一環として災害援助活動を行うため、この度「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（昭和 62 年法律第 93 号）が制定されたことに伴い、本県警察にあっても必要な部隊を編成して国際緊急援助活動に迅速的確に対応するため「神奈川県警察国際警察緊急援助隊の編成及び運用要綱」を別添のとおり制定し、昭和 63 年 4 月 1 日から施行することとしたので運用上誤りのないようされたい。

神奈川県警察国際警察緊急援助隊の編成及び運用

要綱

第 1 準拠

神奈川県警察職員で海外において国際緊急援助活動を行うこととなるものの編成及び運用については、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（昭和 62 年法律第 93 号）並びに「国際緊急援助隊の派遣に関する法律の制定について」（昭和 62 年 9 月 16 日警察庁乙備発第 11 号）及び「国際警察緊急援助隊の編成について」（昭和 62 年 9 月 16 日警察庁丙備発第 39 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第 2 編成

1 国際警察緊急救助隊の業務を行う神奈川県警察の部隊を神奈川県警察国際警察緊急援助隊（以下

「国際警察緊急援助隊」という。）とする。

2 国際警察緊急援助隊の要員は、第一機動隊及び第二機動隊の隊員（以下「機動隊員」という。）の中から第一機動隊長及び第二機動隊長（以下「機動隊長」という。）の推薦に基づき警察本部長が指名する。

この場合、国際警察緊急援助隊の要員の指名は、指名書を交付して行うものとする。

3 国際警察緊急援助隊は、別表のとおり編成する。

4 警察本部長は、災害の規模、態様、必要とされる知識、技能等により必要と認められる場合は、機動 隊員以外の者を要員に指名することができる。

第 3 推薦

1 機動隊長は、機動隊員の中から国際警察緊急援助隊の要員として適する者を国際警察緊急援助隊要員推薦書により警察本部長に推薦するものとする。

- 2 機動隊長は、人事異動、退職、病気等の理由により国際警察緊急援助隊の要員の指名を変更する必要があるときは、速やかに適任者を推薦するものとする。

第4 教養訓練

警備部長は、国際警察緊急援助隊の要員に対し、災害救助活動要領等について実践的な教養訓練を実施し、練度の向上を図るものとする。

第5 派遣

- 1 警察本部長は、国家公安委員会から国際警察緊急援助隊の派遣を指示されたときは、速やかに要員を招集し派遣する。
- 2 派遣に関し必要な事項は、警備部長が別に指示する。

第6 その他

- 1 警備部危機管理対策課長（以下「危機管理対策課長」という。）及び機動隊長は、国際警察緊急援助隊の要員として指名を受けた者について、国際警察緊急援助隊要員名簿を作成するとともに名簿の内容に変更を生じたときは速やかに補正しておくものとする。
- 2 その他国際警察緊急援助隊に関する事務は、危機管理対策課長が処理する。